第21回商工会特産品フェア「ありんくりん市」出展要領

1. 募集対象

(1)34 市町村商工会及び会員(地域特産品の製造・販売を主たる事業とする事業者 を対象)

2. 出 展

(1) 出展基準

- ① 商工会地域の生産加工品等であること。
- ② 食品衛生法、JAS 法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、 商標法等の法規に反しないこと。
- ③ 出展物には生産(製造)地、製造(企業)者名、工程、特徴、商品特性、 賞味期限等を明記すること。
- ④ 販売物には必ず名称、商品名、小売価格(総額表示)を表示すること。
- ⑤ 出展回数の少ない事業者を優先とします。(出展料の一部を補助金で負担 しているため)
- ⑥ その他、委員会が適正と認めたもの。

(2) 出展方法・出展申込み

- ①出展区画及び区分は次のとおり
 - ・<u>原則として1商工会あたり1コマとするが、会場スペースを勘案して追加</u> 申込を受け付けることとする。
 - ・1 小間のサイズは、2 間×2 間「3.6 仁正方形」
 - ・特産品販売コーナー(食品・非食品)
 - ・実演販売コーナー(食品・非食品)
 - ※出展区分で出展スペースを区分けします。
- ② 使用什器等は各自手配(例:冷蔵ケース、イス等)
- ③ 出展業者は、出展申込書(様式1)により所属商工会に申込む。
- ④ <u>商工会は、出展申込書(様式 1)を、**平成 30 年 8 月 14 日 (火)**までに連合会支援課へ提出する。**※申し込み後のキャンセルは原則不可とする。**</u>
- (3) 出展料(1コマ)及び搬入・搬出費
 - ①本島地区商工会は45.000円、離島地区商工会は35.000円とする。
 - ②1 商工会 1 コマを超える追加分については、1 コマにつき 75,000 円とする。 (但し、会場スペースに余裕がでた場合のみとします。)
 - ※ 搬入・搬出費については、出展業者負担とする。
 - ※ 出展料支払の締め切りを平成30年9月14日(金)までとする。期日までに入金が無い場合、出展受付ができない場合があります。